

総社市告示第25号

総社市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成17年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第9条 略 <u>(利用料金の減免)</u> 第10条 センター長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のとおり利用料金を減免することができる。 <u>(1) 依頼会員で児童扶養手当を受給している者又は生活保護法の適用を受けている世帯の者が育児の援助を受けたときは、1時間当たりの利用料金から200円を減免するものとする。</u> <u>(2) 依頼会員の児童が身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合、又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用に当たり受給者証等の交付を受けている場合で、当該児童が育児の援助を受けたときは、1時間当たりの利用料金から100円を減免するものとする。</u> 2 <u>減免する対象者の確認は、第5条1号に定めるセンターへの会員登録時に行うものとする。</u> 3 <u>センターは、必要に応じて減免の確認ができる証明書等の提示を求め、写しを保管することができる。</u></p>	<p>(利用料金) 第9条 略</p>

改正後	改正前
<p>(援助活動日)  <u>第11条</u> 略  (その他)  <u>第12条</u> 略</p> <p>別表 (第9条関係)  略</p> <p>備考  1～3 略  4 援助の依頼を取り消した場合は、依頼会員は次の取消料金を支払わなければならない。また、依頼会員が取消料金を支払わない場合は、今後の総社市ファミリーサポートセンターが行う援助は利用できないものとする。ただし、前日までに取り消した場合は、無料とする。  (1) 当日提供会員が依頼会員宅へ出向いた場合は、1時間<u>当たりの利用料金</u>と交通費相当額を支払うものとする。  (2) 当日取り消した場合は、1時間<u>当たりの利用料金</u>の半額に予約時間数を乗じた額を支払うものとする。  5 略  6 <u>身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用にあたり受給者証等の交付を受けている児童が育児の援助を受けたときは、1時間当たりの利用料金に100円を加算するものとする。</u>  7 <u>その他事業に必要な経費として別に定めるものは、依頼会員が支払うものとする。</u></p>	<p>(援助活動日)  <u>第10条</u> 略  (その他)  <u>第11条</u> 略</p> <p>別表 (第9条関係)  略</p> <p>備考  1～3 略  4 援助の依頼を取り消した場合は、依頼会員は次の取消料金を支払わなければならない。また、依頼会員が取消料金を支払わない場合は、今後の総社市ファミリーサポートセンターが行う援助は利用できないものとする。ただし、前日までに取り消した場合は、無料とする。  (1) 当日提供会員が依頼会員宅へ出向いた場合は、1時間<u>分の基本料金</u>と交通費相当額を支払うものとする。  (2) 当日取り消した場合は、1時間<u>分の料金</u>の半額に予約時間数を乗じた額を支払うものとする。  5 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。